

学会認定および機構認定感染症専門医について

注：学会認定制度は2023年4月現在のもの
今後新制度に合わせて改正予定

【基本領域】

学会認定制度：日本医学放射線学会、日本眼科学会、日本救急医学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本整形外科学会、日本精神神経学会、日本内科学会、日本脳神経外科学会、日本泌尿器科学会、日本皮膚科学会、日本病理学会、日本麻酔科学会、日本リハビリテーション学会、日本臨床検査医学会

内科・小児科（調整中）領域を除く機構認定専門医取得者

※現行の感染症専門医制度規則・細則に記載されている「基本領域学会専門医（認定医）」については当面の間「日本専門医機構認定の基本領域専門医」を含めることとする。

機構認定制度：内科・小児科（調整中）領域

【対象者】

学会認定制度*1：＜内科（小児科（調整中））＞2015年以前の医師免許取得者で内科（小児科）領域の学会認定専門医または機構認定専門医取得者。

＜内科以外＞基本領域の学会認定専門医または機構認定専門医取得者*2。

機構認定制度：＜内科（小児科（調整中））＞2016年以降の医師免許取得者*3で内科（小児科）領域の機構認定専門医取得者。

＜内科（小児科（調整中））＞2015年以前の医師免許取得者で内科（小児科）領域の機構認定専門医取得者。

*1：2028年度まで。

*2：総合診療専門医は除く

*3：感染症領域の整備基準の承認が遅れたことから、2018年以前の取得者（新制度1～3期生）については、希望があれば学会認定制度の対象とする。

【研修について】

《研修手続きについて》

学会認定制度：専攻医の募集、採用、研修開始について、学会への登録は不要。

機構認定制度：専攻医候補者は研修施設が提示する研修体制を参考に応募。採用後、感染症領域専門医検討委員会に研修開始を登録し、日本専門医機構が承認されると専攻医になり、研修開始となる*4。

*4 専門医機構の準備も整っていないことから、2023年については、学会認定制度と同様で進み、遡って研修登録を行う。

《研修期間》

学会認定制度：学会が認定した研修施設において、会員として3年以上の研修が必要。

機構認定制度：機構が認定した研修施設^{*5}において、2023年4月1日以降^{*6}2年以上6年以下の研修が必要。

^{*5} 地域の医療事情や専攻医のニーズに応えるため、研修施設の管理・指導の責任の下に特別連携施設をおくことができ、そこでの研修を最大12ヶ月まで認めることとする。

^{*6}2023年3月31日以前の研修については、対象者であっても機構認定制度の研修とすることはできない。

《研修管理》

学会認定制度：研修中に経験した症例は各々が管理し、指導医が内容を確認し証明を行う。

機構認定制度：研修はJAID-J-Osler^{*7}を用いて管理し、1年ごとに指導医から研修の評価を受ける。

^{*7} カリキュラムに合わせて改修作業中。当面の間は後日お知らせする方法にて管理をお願いします。

《修了要件》

学会認定制度：感染症の臨床に関する論文1編、学会発表2編（どちらも筆頭に限る）

感染症患者30症例の一覧表（疾患に偏りが無いこと）

上記症例中15症例の病歴要約

機構認定制度：感染症の臨床に関する論文1編（筆頭、共著を問わない）、学会発表2編（筆頭に限る）

カリキュラムに定める知識・技術を80%以上履行していること。

主治医あるいは感染症担当医として、研修期間に診療に携わった80症例（感染症担当医は0.5例分として換算）以上の一覧表（各疾患群において別に示す登録すべき最小必要経験数を満たすこと）

上記症例中の20症例についての病歴要約（各疾患群において別に示す登録すべき病歴要約数を満たし、同一疾患が重複していないこと）

感染症専門医育成システム（e-learning）にて、基本領域以外の領域を受講。

《研修の免除》

学会認定制度：海外の感染症専門医資格を有する場合、免除あり。

機構認定制度：免除なし。

【基本領域の変更】

学会認定制度：基本領域学会の変更は更新時のみ可。但し、変更前の基本領域と変更後の基本領域の認定期間に空白が空いてはならない。

機構認定制度：変更することはできない。

【新制度第1～3期生について（基本領域：内科、小児科（調整中）】

感染症領域の整備基準の承認が遅れたことから、希望があればまずは学会認定制度で専門医を取得する。

機構認定への移行については、①新制度のカリキュラムがまだ確定していないこと、②学会認定制度と機構認定制度の研修修了要件の差が大きいこと、から専門医機構における切替審査の条件を満たせないと考えられ、5年後の更新時に機構認定専門医更新基準を充たすことで移行手続きをする。学会認定を経ずに機構認定に進まれる場合は、2023年4月以降の研修が必要。

学会認定専門医→機構専門医（2016～2018年医師免許取得者・基本領域：内科、小児科（調整中））

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
基本領域の研修年限を含め6年以上の感染症学の研修 (内3年以上は学会員として研修施設での研修)						試験	学会認定 専門医				更新	機構認定 専門医

機構認定専門医（2016～2018年医師免許取得者・基本領域：内科、小児科（調整中））

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
初期研修		基本領域研修					感染症研修		試験	機構認定 専門医		
	初期研修		基本領域研修				感染症研修		試験	機構認定 専門医		
		初期研修		基本領域研修			感染症研修		試験	機構認定 専門医		

【2015年度までに医師となられた方の新規申請について（基本領域：内科、小児科（調整中））】

- ・2027年度までの学会認定制度対象者は、以下となる。基本領域学会専門医（認定医）については、学会認定か機構認定かは問わない。また、希望すれば新制度での研修（2年）を行うことができる。その場合は、新専門医制度対象者と同様に日本専門医機構への専攻医登録および専門医試験申請時までに機構認定専門医を取得していなければならない。

- 1) 2024年2月29日までに入会した会員*
- 2) 2015年度までに医師免許証を取得した者*
- 3) 2027年度までに学会が定める研修施設において3年以上の感染症研修を修了する者。

*必須項目

- ・感染症領域の新専門医制度研修の対象者は、以下となる。ただし、3)に該当し、基本領域学会認定専門医を取得している者および2)については、専門医試験申請時までに機構認定専門医を取得していなければならない。

- 1) 基本領域学会の機構認定専門医を取得している者*
- 2) 基本領域の研修を新制度で修了した者*
- 3) 2024年3月1日以降に当学会に入会した者

*必須項目

- ・学会制度で研修を行っている者が、新制度へ移行することは妨げないが、その場合、学会制度での研修を登録することはできない。また、学会制度の研修と新制度での研修を合算することもできない（学会制度ならば学会制度下で3年、新制度ならば新制度下で2年の研修が必要）。